

JAAの国際化と今後の国際活動の展望

常務理事 手塚 裕之

2014年1月、日本仲裁人協会（JAA）は、公益社団法人としての新たな歩みをスタートさせた。JAAの活動範囲は、国際及び国内の仲裁及び調停その他ADR全般に広く及ぶが、ここでは、ここ1年のJAAの活動の国際化の進展と今後の国際活動の展望につき概観する。

1 JAAの国際仲裁分野での活動

公益社団法人としてのJAAの重要な活動の一つとして、官公署等からの委託に基づく調査研究活動がある。2014年3月、JAAは、経済産業省へ国際経済調査事業の報告書「ICSID条約第13条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書」を提出した。近時の投資協定仲裁の増加をふまえ、ICSID仲裁における各国の仲裁人選任状況や、仲裁人候補者の指名状況等の調査分析、アジア各国の仲裁振興策等の調査分析（現地出張調査を含む）等に基づき、日本あるいは日本の仲裁人が、投資協定仲裁分野でプレゼンスを高めるための諸方策につき、検討、提言を行った。

JAAは、定期的に会員向けの研究部会研究講座を開催しているほか、公開のセミナー、仲裁の日の講演等を開催している。2014年、国際仲裁分野においては、下記の研究講座等が開催された。

- 2月12日：研究部会研究講座「『投資協定仲裁制度（ISDS）を巡る議論に関する報告書』について～TPPにおけるISDS条項を念頭に～」
- 3月7日：研究部会研究講座「UNCITRAL仲裁規則に基づく投資仲裁」
- 3月13日：仲裁の日記念行事セミナー「投資協定仲裁」
- 5月15日：研究部会研究講座「ICSID条約第13条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する調査」の報告（概要）研究部会研究講座「シンガポール仲裁法・シンガポール国際仲裁センター（SIAC）の最新状況」
- 6月20日：研究部会研究講座「ドイツ・スイスにおけるスポーツ紛争解決制度」
- 7月4日：国際仲裁セミナー「ビジネス局面から見た国際商事仲裁と投資仲裁—その違いと連続性—」
- 7月18日：研究部会研究講座「国際仲裁における弁護士・依頼者間秘匿特権、及び近時の動向」
- 10月16日：研究部会研究講座「The new LCIA Rules : effectiveness, efficiency and flexibility」
- 12月2日：国際紛争解決セミナー「中国における仲裁実務の問題点」

大きな傾向として、投資協定仲裁に関するイベントが増加していること、海外のスピーカーによる講演が増加していることが指摘できる。

2 国際的仲裁機関等の仲裁イベントへの後援、協賛、共催等

SIAC、HKIAC等の国際的仲裁機関、あるいは、IBA仲裁委員会等の仲裁関連団体が日本で開催する

仲裁イベントについて、JAA が後援、協賛の形で協力し、あるいはイベントを共催する例も増加している。とりわけ、2014 年は、参加者 6000 人を超える巨大イベントとなった IBA 年次大会が東京で開催され、その関連で東京で開催された各種仲裁イベント多数に JAA が後援等を行い、会員への参加呼びかけ、会員のスピーカー参加等により、国際仲裁コミュニティでの存在感を示すとともに、会員の知識・スキル向上に貢献した。下記はその一例である。

- 9 月 12 日：「APAG Training Day -Best Practices in International Arbitration」後援
- 10 月 16 日：「SIAC トレーニングビデオワークショップ国際仲裁への実践的ガイド」協賛
- 10 月 19 日：「HKIAC Road Show- New Rules and Recent Practice」後援
- 10 月 19 日：「Young International Arbitration Practitioner's Workshop on Witness Testimony」後援

また、近時話題となっている子の奪取に関するハーグ条約の関係では、共催イベントとして、ハーグ条約国際家事 ADR あっせん人研修「REUNITE による国際的な子の奪取事案にかかるメディエーター養成講座」が開催された。

3 今後の国際活動の展望

2014 年 9 月、JAA は韓国の Korean Council for International Arbitration (KOCIA)、Korean Commercial Arbitration Board (KCAB) 共催の「日韓国際仲裁フォーラム」第 1 回会合（於済州島）を日本商事仲裁協会（JCAA）とともに後援し、国際仲裁を専門とする JAA 会員約 10 名が韓国を代表するほぼ同数の仲裁専門家とともに、二日間にわたり、日韓における仲裁の現況や JCAA・KCAB 規則の改正ないし改正作業状況等について、日韓各 1 名の基調報告を元に、活発なパネル討議を行った。KOCIA は、韓国の国際仲裁専門弁護士らにより設立された公益法人で、KCAB と協力しつつ、国際仲裁分野での研究会の開催等、国際仲裁に特化した活動を行っている。韓国を仲裁地とする国際仲裁事件のために海外から経験豊かな仲裁人が韓国を訪れた機会を利用して、講演会を開催するなど、韓国の国際仲裁コミュニティと海外の国際仲裁コミュニティとの相互交流の促進、メンバーによる最新の国際仲裁実務に関する知識・スキルの向上に努めているとのことである。

2015 年には、日本側がホストとなって第二回の会合を開催することが期待されており、アジアにおける大陸法系の国際仲裁の発展という観点からも、JAA として、今後、KOCIA との共催イベント等を通じ、協力体制の確立と、国際仲裁の普及に向けたノウハウの吸収を図っていくことが望まれる。

また、2014 年 6 月には、ロシアの Russian Association for the Promotion of Arbitration (RAA) と JAA が覚書を締結し、提携関係が確立された。この点については RAA の Vassily Rudomino 氏に寄稿いただいているのでそちらをご参照願いたい。

委託事業関係では、2014 年 12 月、JAA は外務省から「ハーグ条約に係る当事者間の二国間共同調停に関する委託調査」を受託し、今後同分野での調査研究が本格化するほか、そこでの知見が実際の案件で活用されることが期待される。

仲裁関連イベントは、年々日本でもその数が増加しているが、その反面で、内容面であまり特色や新味のないベーシックな仲裁セミナーでは、参加者を集めるのが難しくなりつつある。JAA は、特色のある仲裁イベントへの後援等による各種国際仲裁機関や国際仲裁関連団体との協力を通じて、JAA の認知度向上、仲裁イベントの品質向上、国際仲裁等における最新の情報や現代的な実務上の問題点等についての会員の知識とスキルの向上に益々貢献することが期待されている。

COOPERATION OF ARBITRATION INSTITUTIONS OF RUSSIA AND JAPAN

Senior Partner at ALRUD Law Firm
Member of the Board of the Association for the Promotion of Arbitration (RAA)
Member of the Council of the Federal Chamber of Advocates of the Russian Federation

Vassily Rudomino



Given the steadily rising trade volumes and permanently increasing commercial and economic activity between Russia and Japan, it is important to note that in such circumstances the matter of proper dispute resolution forum is of primary importance to ensure protection of business interests in the increasingly globalizing economic and social environment.

During the annual International Saint-Petersburg Legal Forum on 18th of June 2014 two leading arbitration institutions of Russia and Japan – the Russian Association for the Promotion of Arbitration (*RAA*) and Japan Association of Arbitrators (*JAA*) have signed the *Memorandum of Cooperation and Mutual Understanding*, which provides an effective framework for long-term cooperation between these arbitration forums.

The main goal defined in the Memorandum is to strengthen long-term collaboration between JAA and RAA targeted at the development of alternative dispute resolution involving persons and entities of both Japanese and Russian communities.

The Russian Arbitration Association was founded in April 2013 in Moscow to unite legal practitioners, law firms and academics. As for the present moment, core members of the RAA are leading Russian and international law firms (currently 59) and individual practitioners (currently 31), which are interested in developing in Russia of a dispute resolution mechanism that they could trust. The Association represents broad interests of the business, legal and education communities involved in the alternative dispute resolution in Russia and the CIS.

The main objectives of the RAA are cooperation in the development of arbitration in the Russian Federation and the CIS countries, popularizing Russia as a venue for arbitration, promotion of Russian arbitrators at national and international levels within the arbitration context, as well as the promotion of foreign arbitrators interested in arbitral proceedings, directly or indirectly relating to Russia and the CIS countries.

Further to signing of the Memorandum, during the meeting held in Tokyo on 23rd of October 2014, the RAA and JAA members have agreed on certain activities to be taken in accordance with its main goal, which are as follows :

- (A) *Organization of seminars in Moscow, St. Petersburg, Tokyo, Vladivostok and Khabarovsk for practitioners, in-house lawyers, arbitrators, judges and businessmen on arbitration in Russia and Japan in 2015;*
- (B) *Discussion of the possibility to establish a Russian-Japanese arbitration centre;*
- (C) *Exchange of information and distribution of newsletters between RAA and JAA members;*
- (D) *Translation of commercial arbitration rules of RAA and Japan Commercial Arbitration Association (JCAA) into Japanese and Russian languages accordingly;*
- (E) *Joint presentation of RAA and JAA arbitration associations during significant law-related events, such as Saint-Petersburg Legal Forum.*

It shall be also noted that the RAA is widely involved in the ongoing legislative process on modernization and amendment of respective legislation of the Russian Federation on commercial arbitration, which is specified in RAA Statute as one of its objectives.

Having regard to the fact that Russia is the party to 1958 New York Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, Russian arbitration community expects that the proposed amendments will bring arbitration in Russia to a higher level and will ensure development and promotion of arbitration as an alternative dispute resolution forum.

This being so, signing of the Memorandum is a significant step towards deeper integration between Russian and Japanese business and encouragement of commercial and economic activity advancement.

More information about the Russian Arbitration Association is available on its official web-site at the following address : <http://www.arbitrations.ru/en/>.

米国における仲裁に関する Jay Grenig 教授講演

理事 澤井 啓
事務局次長 西原 和彦

講演題目：米国における仲裁の進展と AAA-ICDR における仲裁と調停

日時：2014年10月30日（木）18：00-20：45

場所：大阪弁護士会館9階902号室

AAA 仲裁に関し、Grenig 教授より説明頂き、JCAA 仲裁あるいは仲裁実務（裁判所手続を含む）を JAA 会員が説明し、教授との質疑応答とする内容で、① AAA の仲裁人選任方法、② 証拠開示 Discovery、③ 仲裁と調停、に焦点を当てる。

上記内容で、Jay Grenig 教授の講演を企画しました。同教授は、ペパーダイン大学法科大学院、マーケット大学法科大学院等で、労働法、民事訴訟法、仲裁・ADR の教鞭を取ってこられ、仲裁人、調停人、調査官 (fact finder) としても活躍されています。最近の著書では、International Commercial Arbitration (Thomson Reuters, 2014)、Enforcing International Commercial Arbitration Awards (Thomson Reuters, 2013)、Rocco M. Scanza と共著の Case Preparation and Presentation : A Guide for Arbitration Advocates and Arbitrators (Juris, 2013) があります。

同教授の講演は、米国仲裁の歴史から始まり、連邦仲裁法制定（1925）がコモンロー規則を変更し、仲裁合意を他の契約と同様に扱うことから労働者の制定法上の請求も仲裁できるようになったこと、一連の連邦最高裁判決において、仲裁合意を支持する連邦政策が仲裁法に具現されていることが確認されたこと、に言及しました。

次に、The New ICDR International Arbitration Rules (effective June 1, 2014) では、仲裁の併合、参加、E-discovery が新规定であること、仲裁人選任方式は、旧規則にない規定であったが、新規則では、リスト方式の説明を加え、仲裁管理実務に透明性を加えている (12 条 6 項) との説明がありました。このリスト方式は、Grenig 教授によると、AAA に仲裁の申立があると、事務局が仲裁人名簿から事案に適した仲裁人を 5 名ほど選択して当事者に仲裁人候補者として送付するとのこと。すなわち、仲裁人に選任されるには、事務局が作成するこのリストに掲載することが重要ですから、決定権をもつ事務局に気に入られることが仲裁人には重要で、(半分冗談でしょうが) 事務局には折に触れプレゼントが贈られてくるとのことでした。研究会には、日本商事仲裁協会 (JCAA) 関西支部からも 2 名参加していましたので、「彼らが重要人物だ!」という話で大いに盛り上がりました。この点、JCAA の大貫雅晴理事から JCAA 仲裁人名簿の説明があり、JCAA では仲裁人名簿に掲載されている全員のリストが当事者に送られるため、そのようなことはないとのこと。

また、証拠開示では、訴訟とは異なり、仲裁では事前に証拠開示の範囲を限定するので訴訟ほど大変にはならないことや、裁判所の関与の下で行われる証拠開示と異なり仲裁における証拠開示には強制力が無いとの説明がありました。ただ、証拠開示命令に従わない場合、その行動は仲裁判断に影響を与えることとなります。一方、日本の訴訟ではアメリカのような広範な証拠開示が無いことや、日本の民事訴訟法上の証拠提出義務について参加者から説明があり、仲裁においても JCAA 商事仲裁規則 50 条第 4 項に基づき仲裁廷は証拠提出を要求できること、同様に提出命令違反は仲裁判断に影響することが説明されました。第三者証人について、アメリカでも裁判の時のように出頭命令を出せるわけではなく、仲裁廷に強制的に連れてくることはできないこと、ただ仲裁人による判断の多くは物証をもとに行われるとの説明がされました。参加者からも日本の裁判所における第三者証人の出頭命令や、仲裁における不出頭の場合の取扱について説明がな

れました。

その他、仲裁廷の仮処分命令の実際上の効力や、仲裁手続に入った後の調停についても充実した意見交換がなされましたが、議論が白熱して時間切れとなってしまいました。そこで、Grenig 教授と一緒に懇親会会場である焼鳥「飛鳥」へと向かい、ワインと焼き鳥を楽しみながら、様々な意見交換を行いました。そこでは、国際仲裁はニューヨークを中心に行われ、他都市では、労働仲裁、国内仲裁が多く行われていること、クラス仲裁が 400 件近く申し立てられ、その判断が AAA のサイトで公開されていること、当事者に日本企業も含まれていること、などの話もありました。

このように、関西支部でも、仲裁事件の検討、仲裁、調停の専門家・実務家を招いての充実した研究会を随時開催しております。会員の皆様も、是非関西支部の研究会および懇親会にご参加下さい。

研究部会の活動について

研究部会 高田 佳匡
江崎 元紀

1 研究事業

研究部会では、2014 年度の研究事業として、計 10 回の研究会が開催され、「日弁連 ADR センター国際投資紛争特別部会『投資協定仲裁制度 (ISDS) を巡る議論に関する報告書』について～TPP における ISDS 条項を念頭に～」、「UNCITRAL 仲裁規則に基づく投資仲裁」、「UNCITRAL 仲裁規則に基づく投資仲裁」、「シンガポール仲裁法・シンガポール国際仲裁センター (SIAC) の最新状況」、「ドイツ・スイスにおけるスポーツ紛争解決制度」、「国際仲裁における弁護士・依頼者間秘匿特権、及び近時の動向」、「The new LCIA Rules : effectiveness, efficiency and flexibility」というテーマについて、グローバルな観点で、仲裁・ADR の実務・理論に関する報告・検討がなされました。

また、「弁護士会 ADR の現状」、「FINMAC における紛争解決手続の概要と実務的運用」、「ソフトウェア ADR の中立評価、単独判定制度について」といった我が国における紛争処理・ADR に関連するテーマについても、活発な報告・検討が行われました。

2015 年度も、引き続き活発な議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究部会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及び ADR の普及・啓発を図る」という目的を実現するための活動の一環として、当協会の研究の成果を「仲裁・ADR フォーラム (Arbitration & ADR Forum)」との表題の下で継続雑誌として出版しております。2013 年度には「仲裁・ADR フォーラム 第 4 号」を出版いたしました。引き続き、その後の研究成果をまとめた第 5 号の出版に向け鋭意調整してまいります。

研修部会の活動について

研修部会 酒井ひとみ

当協会では、調停の技法を学ぶ講座として、調停人入門講座、調停人養成講座を開催しております。

1 入門講座

2014年度は、6月に調停人入門講座（無料）を日弁連にて開催し、稲田龍樹先生（学習院法科大学院教授。元東京高等裁判所部総括判事）を講師に招き、「調停への招待」との演題で講演いただきました。調停とは何か、調停の沿革、昭和戦後期の調停の発展、平成期の調停の新展開、調停とADR基本法、調停の技法について分かりやすく解説いただきました。家事調停に豊富な経験を有する稲田先生のお話はスケールが大きいながらも具体的で分かりやすく、司法調停、民事調停に関与する方々、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士等の士業関係から成る約80名の受講者からも大変好評をいただきました。

2 養成講座

9月には、調停人養成講座（有料）を、例年通り3日間の日程で、飯田橋のレインボーホールにて開催致しました。

同講座では、稲葉一人教授（中京大学法科大学院）、入江秀晃准教授（九州大学法学部）及び大村扶美枝弁護士（新堂・松村法律事務所）を講師に迎え、全国から集った20名以上の受講生（裁判所の調停委員、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、弁護士等から構成）が、実際の調停・紛争解決に役立つスキルを、講義、ワーク及び調停ロールプレイを通じて学びました。講座の内容は毎年変わりますが、本年度の内容をご紹介します。

1日目は、イベントスペースの無断占有の事例を題材に、当事者役を受講生、調停人の役を講師が担当して模擬調停を行い、良い調停の在り方を議論しました。2日目は、ADR概論の講義のあと、模擬法律相談のデモを講師と受講者の一人が実施し、その後良い相談の在り方、悪い相談の在り方等について話し合いました。さらに、ゲストスピーカーが実際に担当した事案を題材にした事例を紹介し、問題点、処理の方法等について議論をしました。また、同日夜は、講師と受講者で懇親会を行い、親交、議論を深めることができました。3日目はまとめとして、2日間の振り返りとなる講義、ワーク等の後、グループに分かれ集大成となる調停のロールプレイを実際に行いました。

3日間の受講を終えた受講者の方からは口々にハードではあるものの、大変充実した3日であった旨の声が聞かれ、今年も大盛況のうちに幕を閉じることができました。

2015年度は、さらにバージョンアップを図り、フォローアップの研修の企画も検討しております。調停に少しでも興味のある方は、是非、当会の講座（特に入門講座は無料で大変お得となっております！）を一度受講していただきたく存じます。



「仲裁の日」記念行事セミナーのご案内

国際家事調停PT 事務局長 蓑毛 誠子

恒例の「仲裁の日」(3月1日)記念行事セミナーが2015年3月10日午後5時30分から開催されます。本年度は、2014年4月1日に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(いわゆるハーグ条約)が日本でも発効したことを受け、国際家事案件の解決のため私的調停が果たすべき役割についての研究を3年以上にわたり続けてきた当協会国際家事調停PTより活動報告をさせていただくとともに、ドイツにおいて国際家事案件の私的調停を支援する唯一の民間団体 Mediation bei internationalen Kindshafiskonflikten (通称 MiKK) の調停人クリストフ・コルネリウス・パウル氏(弁護士・公証人)をお迎えし、「ドイツにおける国際的な子の連れ去り案件の私的調停」をテーマにご講演いただきます。子の任意の返還と問題の友好的な解決は、ハーグ条約の重要な柱であり、ドイツは、イギリスと並び、国際的な子の連れ去り案件の調停に熱心に取り組んでいる国のひとつです。中央当局や裁判所との連携の下、数多くの案件の調停による解決を支援するとともに、国際家事案件に特化した専門的な調停人の研修を実施している MiKK の活動について、お話をうかがえる貴重な機会になるものと存じます。多くの方のご参加をお待ちしております。

関西支部便り

日本仲裁人協会関西支部 事務局長 小林 和弘

日本においても、平成26年4月1日から、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(いわゆるハーグ条約)が効力を生じ、大阪家庭裁判所において、初めて、子の外国への返還を命じる決定が出されました。このような情勢下、ハーグ条約案件を友好的に解決できる調停を目指し、同年9月17日に、ハーグ条約セミナー「ハーグ条約と国際家事調停の現状と課題」を開催し、同年10月28及び29日には、ハーグ条約国際家事ADR あっせん人研修「REUNITEによる国際的な子の奪取事案にかかるメディエーター養成講座」を共催し、同年11月15、16、22及び23日には、昨年度も行った国際家事調停人養成研修を、英語により行いました。

関西の中小企業のアジア諸国への進出に関連し、関心が高まっている投資仲裁について、平成26年7月4日に、国際仲裁セミナー「ビジネス局面から見た国際商事仲裁と投資仲裁—その違いと連続性—」を開催し、同年10月25日には、「UNCITRAL Japan Seminar 2014 アジアの視点から見た国際投資紛争解決制度の展開」を協賛しました。平成27年1月9日には、研究会「投資仲裁の現状—ICSID およびユーコス事件を中心に—」を開催する予定です。また、アジア進出に関し、今年は中国について、平成26年12月2日に、国際紛争解決セミナー「中国における仲裁実務の問題点」を開催しました。その他、アジアではありませんが、やはり、日本の取引先として最重要国であるアメリカに関して、10月30日に、研究会「米国の最新仲裁事情とAAA-ICDRの仲裁・調停」を開催しました。



● 新事務局長紹介

本年1月から事務局長に就任いたしました。
どうぞ宜しくお願いいたします。

弁護士 **市毛 由美子**
(第二東京弁護士会所属)

市毛由美子・略歴

平成元年 弁護士登録
平成21年度 第二東京弁護士会副会長
平成22～24年 日弁連事務次長

2014年度 日本仲裁人協会の活動記録

2014年1月18日以降

2014年

- 1月23日：「JCAA改正商事仲裁規則（2014.2.1施行）解説セミナー」後援—
- 2月12日：研究部会研究講座「『投資協定仲裁制度（ISDS）を巡る議論に関する報告書』について～TPPにおけるISDS条項を念頭に～」
報告者：早川吉尚会員（立教大学教授・弁護士・当協会理事）
- 2月23日：「第7回模擬仲裁日本大会」後援—
- 3月7日：研究部会研究講座「UNCITRAL仲裁規則に基づく投資仲裁」
報告者：福永有夏会員（早稲田大学教授）
- 3月13日：2014年度日本仲裁人協会通常総会開催—
- 3月13日：仲裁の日記念行事セミナー「投資協定仲裁」開催—
司会：高取芳宏会員（弁護士・当協会常務理事）
児玉実史会員（弁護士・当協会理事）
報告者：古田啓昌会員（東京大学教授・弁護士・当協会理事）
早川吉尚会員（立教大学教授・弁護士・当協会理事）
- 3月14日：経済産業省において国際経済調査事業の第三回有識者会議が開催される—
- 3月31日：経済産業省へ国際経済調査事業の報告書『ICSID条約第13条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書』を提出—
- 5月15日：研究部会研究講座「『ICSID条約第13条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する調査』の報告（概要）」
報告者：小原淳見会員（弁護士）
- 5月26日：研究部会研究講座「シンガポール仲裁法・シンガポール国際仲裁センター（SIAC）の最新状況」
報告者：Ms. Julia-Yeon Yu
（シンガポール国際仲裁センターカウンセラー）
- 6月13日：調停人養成講座入門編「調停への招待」
講師：稲田龍樹氏（学習院大学法科大学院教授、元・東京高等裁判所判事）
- 6月20日：研究部会研究講座
「ドイツ・スイスにおけるスポーツ紛争解決制度」
報告者：松本泰介氏（弁護士）、岡村英祐氏（弁護士）
- 7月3日：研究部会研究講座「弁護士ADRの現状」
報告者：河井聡（弁護士）
- 7月4日：国際仲裁セミナー「ビジネス局面から見た国際商事仲裁と投資仲裁—その違いと連続性—」
講師：大貫雅晴会員（当協会理事）
井口直樹会員（弁護士・当協会理事）
Janet M. Whittaker氏（弁護士）
児玉実史会員（弁護士・当協会理事）
- 7月18日：研究部会研究講座「国際仲裁における弁護士・依頼者間秘匿特権、及び近時の動向」
報告者：高取芳宏（弁護士・当協会常務理事）
- 9月12日：「APAG Training Day-Best Practices in International Arbitration」後援—
- 9月13～15日：2014年度調停人養成講座
- 講師：稲葉一人氏（元・大阪地方裁判所判事、中京大学法科大学院教授）
大村扶美枝氏（弁護士）
入江秀晃会員（九州大学法学部准教授）
- 9月17日：ハーグ条約セミナー
「ハーグ条約と国際家事調停の現状と課題」
講師：長田真理会員（大阪大学法学部教授）
小田八重子氏（元大阪家庭裁判所裁判官・調停委員）
柿原基男氏（外務省領事局ハーグ条約室首席事務官）
- 9月25日：研究部会研究講座「FINMACにおける紛争解決手続きの概要と実務的運用」
報告者：野間敬和（FINMACあっせん委員・弁護士）
- 10月16日：研究部会研究講座「The new LCIA Rules : effectiveness, efficiency and flexibility」
報告者：Dr. Jacomijn van Haersolte-van Hof
（Director General of LCIA）
- 10月16日：「SIAC トレーニングビデオワークショップ国際仲裁への実践的ガイド」協賛—
- 10月19日：「HKIAC Road Show- New Rules and Recent Practice」後援—
- 10月19日：「Young International Arbitration Practitioner's Workshop on Witness Testimony」後援—
- 10月20日：「Arbitral Women Breakfast and Panel Discussion」広報協力—
- 10月25日：「UNCITRAL Japan Seminar 2014 アジアの視点から見た国際投資紛争解決制度の展開」協賛—
- 10月28・29日：ハーグ条約国際家事ADRあっせん人研修「REUNITEによる国際的な子の奪取事案にかかるメディエーター養成講座」共催—
講師：Anne-Marie Hutchinson氏
（イギリス弁護士・REUNITE理事長）
Alison Shalaby氏（REUNITE事務局長）
Sandra Fenn氏（REUNITE調停人）
大谷美紀子会員（弁護士）
- 10月30日：「米国の最新仲裁事情とAAA-ICDRの仲裁・調停」
講師：Jay Grenig氏（マーケット大学法科大学院教授）
- 11月14・15日：「Introduction to international Arbitration」CI Arbとの共催—
- 11月15・16・22・23日：ハーグ条約セミナー
「英語による国際家事調停人養成研修」
講師：レビン小林久子会員（当協会理事）
- 11月18日：研究部会研究講座「ソフトウェアADRの中立評価、単独判定制度について」
報告者：市川穰（弁護士）、岩原将文（弁護士）
- 12月2日：国際紛争解決セミナー
「中国における仲裁実務の問題点」
講師：高槻史氏（弁護士）
江口拓哉会員（弁護士）
大貫雅晴会員（当協会理事）
- 12月5日：外務省から「ハーグ条約に係る当事者間の二国間共同調停に関する委託調査」を受託—